

確定申告書の提出期限の特例

Q : 当社は、資本金1,000万円で、12月決算の株式会社です。この度、定款を変更して、株主総会を3月中に開催することとしました。このような場合、確定申告書の提出期限の延長は認められますか？

A : 定款において事業年度終了の日から3ヶ月以内に株主総会を開催する旨を定めている法人は、1月間の確定申告書の提出期限延長が認められます。

【解説】

法人は、各事業年度終了の日から2月以内に、税務署長に対し、確定申告書を提出しなければなりません。会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため、確定申告書を提出期限までに提出することができない常況にある場合には、法人の申請により、1月間の提出期限の延長が認められています。資本金が1億円超の法人は、会計監査人の監査を受けなければなりませんから、必然的に、提出期限が1月間延長されることになります。

貴社の場合、会計監査人の監査を受ける必要はありませんが、定款において事業年度終了の日から3ヶ月以内に株主総会を開催する旨を定めているため、本来の提出期限までに決算が確定しない理由に該当し、提出期限の延長が承認されるものと考えられます。

ただし、承認を受けるためには、承認を受けようとする事業年度終了の日までに、一定の事項を記載した申請書を税務署長に提出しなければなりません。

